

京都市乗合自動車乗車券様式規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者
交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第21号

京都市乗合自動車乗車券様式規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程
京都市乗合自動車乗車券様式規程の一部を改正する規程（令和3年9月30日）の一部
を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則（令和3年9月30日） （施行期日） 1 （略） （経過措置） 2 この改正規程による改正後の京都市乗合自動車乗車券様式規程の規定にかかわらず、この規程の施行の日前に発売した昼間割引回数券、一日乗車券カードは、当該乗車券を別に定めるところにより使用することができる。 3 （略）	附 則（令和3年9月30日） （施行期日） 1 （略） （経過措置） 2 この改正規程による改正後の京都市乗合自動車乗車券様式規程の規定にかかわらず、この規程の施行の日前に発売した昼間割引回数券、一日乗車券カード <u>及び回数券カード</u> は、当該乗車券を別に定めるところにより使用することができる。 3 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部企画調査課)